

袋井市農業委員会総会議事録

1 開会の日及び場所 令和6年1月16日(火) 午後1時30分～午後3時00分
袋井市役所 301 会議室

2 議事の構成 農業委員16名

出席委員	1 番	松田	博久	2 番	大庭	嘉則
	3 番	永井	英男	4 番	石黒	正幸
	5 番	岩井	俊弘	6 番	永田	勝美
	7 番	西村	淳子	8 番	村松	恵美子
	9 番	金井	義人	10 番	松本	芳廣
	11 番	村松	保男	12 番	加藤	元章
	13 番	金原	純一郎	14 番	渥美	敦子
	15 番	松浦	重信	16 番	安間	啓一

欠席委員

3 事務局

産業部長	1 人
農政課長	1 人
参事兼農地利用係統括係長	1 人
農地利用係長	1 人
農地利用係主任	1 人
農地利用係主事	1 人

4 議 事

事務局 (鈴木) | それでは、次第に従いまして総会に入ります。議事につきましては「会長」の進行でお願いします。

会長 | それでは、ただいまから1月の総会を開会いたします。
最初に、日程第1「議事録署名人の指名」を行います。
議事録署名人は、総会会議規則第18条第2項の規定に基づき、
「14番 渥美敦子委員」、「15番 松浦重信委員」を指名いたします。

会長 | 次に、日程第2、「議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。
事務局から議案の説明をお願いいたします。

事務局 (浜本) | それでは 1 ページをご覧ください。
議第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」。

農地につき所有権を移転し又はその他の権利を設定するため、農地法第3条の規定による許可申請が下記のとおりありましたので、審議を求めます。

【1】豊沢 []、畑、 [] m²、ほか []、計 [] m²
[] から [] への所有権移転になります。

【2】豊沢 []、畑、 [] m²、ほか1筆、計 [] m²
[] から [] への所有権移転になります。

【3】山田 []、田、 [] m²、ほか1筆、計 [] m²
[] から [] への所有権移転になります。
[] の貸付地につきましては、上山梨地内の畑を貸し付けたものです。

【4】山崎 []、田、 [] m²
[] から [] への所有権移転となります。

【5】下山梨 []、田、 [] m²
[] から [] への所有権贈与となります。

【6】下山梨 []、田、 [] m²、ほか1筆、計 [] m²
[] から [] への所有権移転となります。

【7】宇刈 []、畑、 [] m²
[] から [] への所有権移転となります。

【8】梅山 []、畑、 [] m²
[] から [] への所有権移転となります。

計8件、16,075m²でございます。
以上でございます。

会長 それでは、次に担当農業委員から説明をお願いします。

松田委員 1番の豊沢 [] ほか [] 筆になりますが、これは [] さんからの畑を所有してほしい意向があり、 [] への所有権移転することになりました。
2番の豊沢 [] についても同様で、 [] さんから [] への所有権移転になります。
周辺への農地への影響もないと思われますので、問題ないと思われます。

金井委員 続きまして3番の説明をさせていただきます。
山田地区になります。■■■さんから■■■■■■■■■■への所有権移転となります。
■■■さんについては、■■■■に住んでおり、相続で取得した農地で今後も耕作することができません。今までも■■■■■■■■■■が耕作しておりましたことから、そのまま譲渡することになりました。
場所は、■■■■の北側で、■■■の東側になります。
構造改善のため、周辺も田になっており、問題ないと思われます。
ご審議、よろしくお願いいたします。

松本委員 4番の説明をいたします。
■■■さんから■■■さんへの所有権移転になります。
■■■さんが従来から耕作しておりました農地の所有権移転で、特に周辺への影響はないと思われますので、よろしくご審議お願いいたします。

村松委員 5番の説明をいたします。
場所は、下山梨■■■、■■■■の南側になります。
■■■さんと■■■さんは兄弟で、所有権の贈与という形での申請になりました。
■■■さんは、トラクター、噴霧器、農業用自動車等、所有しております。農家資格については、問題ないと思われます。
ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

次に6番の下山梨■■■でございますが、■■■■■■■■■■田園地帯の中の一角ですが、■■■さんから■■■さんへ所有権移転ということです。
■■■さんは大型農家で、現在、借地として耕作しておりましたが、今回、所有権移転の申請になります。
この案件も特段問題ないと思われますので、ご審議よろしくお願いいたします。

次に7番の字刈■■■■の南側にある農地になります。
申請者の■■■さんですが、代々自作で野菜を栽培しております。
現在も申請地も含めて、野菜を栽培しております。
今回、借地から所有権移転していきたいとの申請がありました。
トラクター、管理機等、所有しており農家資格もあり、問題ないと思われます。また、排水も確保されており、周辺の農地への影響もありません。
特段問題ないと思われますので、ご審議よろしくお願いいたします。

松浦委員 8番の説明をいたします。
申請地、梅山■■■■、■■■㎡、■■■■■■■■■■
■■■■畑で、申請者の姉の■■■さんから■■■さんへ所有権移転の申請です。

この畑は、排水も問題ありませんので、ご審議よろしく願いいたします。

会長 担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
順次発言を許します。
何かご質問等ございませんか。

質問もないようですので、質疑を終結し採決を行います。
お諮りいたします。

議第1号については、申請理由を適当と認め、承認することにご異議ございませんか。

= 異議なしの発言 =

会長 ご異議なしと認めます。
よって議第1号については、承認することに決しました。

会長 次に「議第2号 農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。
事務局から議案の説明をお願いします。

事務局 それでは、4ページをご覧ください。
(川村) 議第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」。農地を転用するため、農地法第4条第1項の規定による許可申請が下記のとおりありましたので、審議を求めます。

【1】川井■■■■■、田、■■■㎡につきましては、■■■■■が共同住宅敷地のため転用申請するもので、申請地は、第二種中高層住居専用地域に指定されており、第3種農地に該当します。

【2】山田■■■■■、田、■■■㎡ほか■■■筆、計■■■㎡につきましては、■■■■■が、貸倉庫敷地として転用申請するもので、街区に占める宅地の割合が40%を超えることから、第3種農地に該当します。

以上、計2件、田、1,312㎡でございます。

会長 それでは、担当農業委員から説明をお願いします。

大庭委員 1番の川井ですが、場所につきましては、■■■■■の北です。共同住宅を建設されるということです。
排水につきましては公共下水を利用し、雨水につきましては既設のU字溝が設置されておりまして、問題ないと思われまます。
ご審議よろしく願いいたします。

金井委員

2 番の説明をいたします。

場所は山田地内、[REDACTED]、県道西側になります。

ここは、元は工場があったところですが、その前に工場を経営した方が土地の境界を確定せずに増築をしたため、現在のようになっております。

その後、国土調査により判明しましたので、是正することになりました。

周辺には、田・畑はありませんので、問題ないと思われます。

排水については、既存の側溝もあります。

ご審議よろしくお願いいたします。

会長

事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

順次発言を許します。何かご質問等ございませんか。

質問もないようですので、質疑を終結し、採決を行います。お諮りいたします。

議第 2 号については、申請理由を適当と認め、承認することにご異議ございませんか。

= 異議なしの発言 =

会長

ご異議なしと認めます。

よって議第 2 号については、承認することに決しました。

次に「議第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請についてを議題」といたします。

事務局から議案の説明をお願いします。

事務局
(川村)

議第 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」。農地を農地以外のものにするため、農地につき所有権を移転し又はその他の権利を設定しようとする農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請が、下記のとおりありましたので審議を求めます。

【1】深見[REDACTED]、畑、[REDACTED]㎡につきましては、[REDACTED]から[REDACTED]へ所有権移転を行い、自己用住宅敷地として転用申請されるもので、申請地は、10ha 以上の集团的農地の区域内にある農地で、第 1 種農地に該当し、原則不許可となりますが、「にじみだし」の要件に該当します。

【2】

太田[REDACTED]、田、[REDACTED]㎡につきましては、[REDACTED]から[REDACTED]へ使用貸借により、自己用住宅敷地として転用申請されるもので、申請地は、街区に占める宅地の割合が 40% を超えることから、第 3 種農地に該当します。

【3】横井 []、畑、 [] m²につきましては、 [] から [] へ所有権移転を行い、貸資材置場敷地として転用申請されるもので、申請地は、街区に占める宅地の割合が40%を超えることから、第3種農地に該当します。

【4】小山 []、田、 [] m²ほか [] 筆、計 [] m²につきましては、 [] から [] へ所有権移転を行い、倉庫敷地として転用申請されるもので、申請地は、 [] 土地利用事業承認を受けており、工業地域に指定されていることから、第3種農地に該当します。

【5】小山 []、田、 [] m²につきましては、 [] から [] へ賃貸借により駐車場敷地として一時転用申請をするもので、申請地は、街区に占める宅地の割合が40%を超えることから、第3種農地に該当します。

【6】見取 []、畑、 [] m²のうち [] m²ほか [] 筆計 [] m²につきましては、 [] から [] へ使用貸借により、土石採取用地として、一時転用の申請をするもので、申請地は、農用地区域内農地、いわゆる「青地」農地で、原則不許可となりますが、3年間の一時転用の申請です。

【7】大谷 []、畑、 [] m²のうち [] m²につきましては、 [] から [] へ使用貸借により、営農型太陽光発電施設敷地として、一時転用の申請をするもので、申請地は、農用地区域内農地、いわゆる「青地」農地で、原則不許可となりますが、3年間の一時転用の更新申請です。耕作者は、 [] で、お茶を栽培する計画となっております。

【8】岡崎 []、畑、 [] m²につきましては、 [] から [] へ所有権移転を行い、自己用住宅敷地として転用の申請をするもので、申請地は、街区に占める宅地の割合が40%を超えることから、第3種農地に該当します。

【9】下山梨 []、畑、 [] m²につきましては、 [] から [] へ所有権移転を行い、自己用住宅敷地として転用申請されるもので、申請地は、10ha以上の集団的農地の区域内にある農地で、第1種農地に該当し、原則不許可となりますが、「にじみだし」の要件に該当します。

【10】下山梨 []、畑、 [] m²につきましては、 [] か

ら[]へ所有権移転を行い、宅地分譲敷地として転用申請されるもので、申請地は、第二種低層住居専用地域に指定されていることから、第3種農地に該当します。

【11】浅名[]、田、[]㎡につきましては、[]から[]へ所有権移転を行い、宅地分譲敷地として、転用申請をするもので、申請地は、第一種低層住居専用地域に指定されていることから、第3種農地に該当します。

【12】豊住[]、畑、[]㎡ほか[]筆、計[]㎡につきましては、[]から[]へ所有権移転を行い、太陽光発電施設敷地として転用申請されるもので、申請地は、第一種低層住居専用地域に指定されていることから、第3種農地に該当します。

以上、計12件、田、13,416.57㎡、畑、9,262.53㎡でございます。

会長 今回、農地法5条の議案の2番については、[]委員が関係する案件となっております。

農業委員会法のなかで、議事参与の制限が定められており、農業委員会の委員は、自己もしくは、関係法人に関する事項については、その議事に参与することができないと規定されておりますので、[]委員については、退席していただきます。

担当農業委員から議案2番の説明をお願いします。

岩井委員 2番の説明をいたします。

太田[]の西側です。

[]の住宅の一部を取り壊し、畑を転用して建物を建つ申請です。住宅敷地の拡張ということで、問題ないと思われます。

会長 担当農業委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。順次発言を許します。何かご質問等ございませんか。

質問もないようですので、質疑を終結し、採決を行います。お諮りいたします。

議第3号の2番については、申請理由を適当と認め、承認することにご異議ございませんか。

= 異議なしの発言 =

会長 ご異議なしと認めます。

よって議第3号の2番については、承認することに決しました。

会長

次に、「議第3号 農地法第5条の議案2番以外」の案件についてを議題といたします。

担当農業委員から説明をお願いします。

岩井委員

1番の説明をいたします。

自己用住宅の申請となります。

深見、[] 東側に [] 住宅がありまして、その北側の畑になります。

排水も問題なく、周辺への農地への影響もないと思われます。

ご審議よろしく願いいたします。

続きまして3番の説明をいたします。

横井 [] の北側 [] になります。

この周辺は住宅地が密集しております。

荒廃している農地に貸資材置場ということで、問題ないと思われます。

次に4番の説明をいたします。

場所は、小山 [] 北側にあります [] 西側の田になります。

そこへ倉庫、事務所、駐車場、調整池、緑地を設置する計画となっております。周辺に農地もなく問題ないと思われます。

次に5番の説明をいたします。

場所は小山で、 [] 西側の県道今井線を北上し [] 西側になります。

現在、畑で果樹が植えてあります。

そこを一時転用で、駐車場にすることです。

この案件についても問題ないと思われます。

よろしくご審議お願いいたします。

西村委員

6番と7番が同じ担当となりますので説明をいたします。

まずは、6番の説明になります。

場所は、見取 [] で、 [] 通称、見取幕ヶ谷と呼ばれるところになります。

土を採取したいということで、関係者の方ともお話をさせていただきましたが、調整池の準備も進んでいるということですので、問題ないと思われます。

続きまして7番になります。

場所は大谷 [] で、磐田原になります。

[] さんが営農型太陽光の下でお茶を管理しております。

とてもきれいに管理していただいておりますので、何ら問題ないと思われ

ます。

ご審議よろしく願いいたします。

松本委員

8番の説明をいたします。

岡崎[]の転用になります。

岡崎[]地内に介在している茶畑を取得して自己用住宅敷地にする申請です。雨水は道路側溝、下水は合併浄化槽で排水することで、周辺への農地への影響はありませんので、特に問題ないと思われます。

ご審議よろしく願いいたします。

村松委員

9番の説明をいたします。

場所は、[]北西にある農地になります。

申請者の[]さんは、現在、[]、今回、独立したいと考え物色していたところ、実家から近く、保育園、中学校にも近いこの場所に住宅1棟を建設し移住したいとのことで申請をされました。

北側に住宅があり、にじみだしということで転用可能となっております。

西側は水田となっておりますが、境にコンクリートの壁を設置する予定であります。

排水につきましては、合併浄化槽を通じて東側の排水路に排出する計画となっております。周辺の農地への影響はないと思われます。

特段問題ないと思いますので、ご審議ほどよろしく願いいたします。

続きまして10番、下山梨[]で、場所は[]、北西に位置する農地であります。

申請者の[]さんから宅地分譲をするため所有権移転を行いたいとの申請がされました。

申請地は第二種低層住居専用地域となっております。

排水につきましては、申請地北側と西側の既設側溝に加えて南側にも側溝を設置する計画となっております。周辺には農地もなく特段問題ないと思われるので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

加藤委員

11番の説明をいたします。

場所は浅羽[]の東側になります。

[]さんから[]へ所有権を移転して、宅地分譲を行う申請です。

排水は、道路西側の公共下水道に流します。

北側と東側は、住宅となっております。

南側は水田となっておりますが、影響はないと思われます。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

続いて12番の説明をいたします。

場所は豊住で[]東に[]行ったところになります。

[]さんから[]さんへ所有権移転を行い、

太陽光発電施設を設置する申請です。

雨水は自然浸透になります。

問題ないと思われますので、ご審議よろしくをお願いいたします。

【会長】

担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

何かご質問等ございませんか。

安間委員 6番の砂利採取で、採取するには地域によって色々な決まりがあると思いますが、どのようになっているのか教えてください。

事務局 (芝崎) こちらにつきましては、特に決まりがあるわけではございません。
袋井市の土地利用事業に従い土採取を行うための基準を満たす調整池を設けて行うこととなっております。

こちらにつきましては、農地でありますので、一時転用が必要となります。併用地で山林地目がありますが、山林の形状を変える場合は農振法に基づく許可も必要となりますので、合わせて県の諮問に提出していくことになります。今回の案件は、一定基準を満たしているものと判断しております。

松本委員 6番の案件で、■■■■の一部の面積が■■■■㎡のうち■■■■㎡となっておりますが、これは台帳面積の関係でしょうか。

事務局 (川村) ■■■■㎡が登記簿の面積で、■■■■㎡は実測値になりますのでこのような表示になります。

会長 質問もないようですので、質疑を終結し採決を行います。
お諮りいたします。

議第3号の2番以外については、申請理由を適当と認め、承認することにご異議ございませんか。

= 異議なしの発言 =

会長 ご異議なしと認めます。
よって、議第3号の2番以外については、承認することに決しました。

会長 次に、日程第3、「報第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について」事務局から報告をお願いします。

事務局 (浜本) 報第1号「農地法第18条第6項の規定による通知の報告について」。農地法第18条第6項及び同法施行規則第68条の規定による合意解約の通知が下記のとおりありましたので、報告します。

【1】土橋[]、田、[]m²、ほか[]筆、計[]m²、[]
[]、[]、耕作目的、ほか[]件

計5件、14,300m²でございます。

以上でございます。

会長

次に、「農地法第5条第1項の規定に基づく許可決定及び指令書の交付について」事務局から報告をお願いします。

事務局
(川村)

報第2号「農地法第5条第1項の規定に基づく許可決定及び指令書の交付について（会長専決事項）」。袋井市農業委員会会長専決規程第2条により下記のとおり執行しましたので、報告します。

令和5年12月22日に開催されました常設審議委員会において、農地法第5条2件が許可相当とされましたので、報告いたします。申請地が村松[]、転用者が[]の案件及び、申請地が下山梨[]、転用者が[]の案件になります。

以上でございます

以上で、協議事項の日程が終了しました。
ありがとうございました。

議事録署名人